ホ　次のいずれかに該当すること。

①　ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度Ⅰを用いて評価を行い、特に高い基準を満たす患者を二割以上、かつ、一定程度高い基準を満たす患者を八割以上入院させる病棟であること。

②　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行い、特に高い基準を満たす患者を二割以上、かつ、一定程度高い基準を満たす患者を八割以上入院させる病棟であること。

ヘ　当該病院の一般病棟の入院患者の平均在院日数が十九日以内であること。

ト　診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

チ　ハイケアユニット入院医療管理を行うにつき十分な専用施設を有していること。

リ　医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ヌ　救急医療又は急性期医療に係る実績を一定程度有していること。

(2)　ハイケアユニット入院医療管理料２の施設基準

イ　(1)のイからハまで及びヘからヌまでの基準を満たすものであること。

ロ　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ　次のいずれかに該当すること。

①　ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度Ⅰを用いて評価を行い、特に高い基準を満たす患者を二割以上、かつ、一定程度高い基準を満たす患者を六割五分以上入院させる病棟であること。

②　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行い、特に高い基準を満たす患者を二割以上、かつ、一定程度高い基準を満たす患者を六割五分以上入院させる病棟であること。

(3)　ハイケアユニット入院医療管理料の注３に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

イ　早期の離床を目的とした取組を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(4)　ハイケアユニット入院医療管理料の注４に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

イ　当該治療室内に集中治療室における栄養管理に関する十分な経験を有する専任の管理栄養士が配置されていること。

ロ　当該治療室において早期から栄養管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(5)　ハイケアユニット入院医療管理料の注５に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの

(1)のヌ又は(2)のイ(1)のヌに限る。）に掲げる基準

(6)　ハイケアユニット入院医療管理料の注５に規定する別に厚生労働大臣が定める基準

イ　(2)のイ(1)のヌを除く。）からハまでの基準を満たすものであること。

ロ　令和八年三月三十一日時点で、診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第六十九号）による改正前の診療報酬の算定方法の一部を改正する件（以下「令和六年度医科点数表」という。）の特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料の届出を行っている治療室であること。

五　脳卒中ケアユニット入院医療管理料の施設基準

(1)　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

(2)　当該治療室の病床数は、三十床以下であること。

(3)　脳卒中の治療について、相当の実績を有していること。

(4)　脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

(5)　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(6)　当該治療室において、常勤の理学療法士又は作業療法士が一名以上配置されていること。

(7)　脳梗塞、脳出血及びくも膜下出血の患者をおおむね八割以上入院させる治療室であること。

(8)　脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(9)　脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な器械・器具を有していること。

(10)　当該治療室に入院している患者の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡについて継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

(11)　医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(12)　脳卒中ケアユニット入院医療管理料の注３に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

イ　早期の離床を目的とした取組を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(13)　脳卒中ケアユニット入院医療管理料の注４に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

イ　当該治療室内に集中治療室における栄養管理に関する十分な経験を有する専任の管理栄養士が配置されていること。

ロ　当該治療室において早期から栄養管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の二　小児特定集中治療室管理料の施設基準

(1)　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

(2)　当該治療室内に小児集中治療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

(3)　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4)　集中治療を行うにつき十分な体制及び専用施設を有していること。

(5)　他の保険医療機関において救命救急入院料若しくは特定集中治療室管理料を算定している患者、救急搬送診療料を算定した患者又は手術を必要とする先天性心疾患の患者の当該治療室への受入れについて、相当の実績を有していること。

(6)　医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(7)　小児特定集中治療室管理料の注３に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

イ　早期の離床を目的とした取組を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(8)　小児特定集中治療室管理料の注４に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

イ　当該治療室内に集中治療室における栄養管理に関する十分な経験を有する専任の管理栄養士が配置されていること。

ロ　当該治療室において早期から栄養管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六

(1)　新生児特定集中治療室管理料の施設基準等

イ　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

ロ　当該治療室内に集中治療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

ハ　当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ニ　集中治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ホ　集中治療を行うにつき十分な実績を有していること。

ヘ　医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関であること。